

## 第9節 交通確保体制の整備

鉄道、道路、港湾、漁港施設の管理者は、災害時における安全かつ円滑な交通の確保のため、体制の整備に努めるものとする。

### 第1 鉄道施設（西日本旅客鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社）

鉄道管理者は、乗客の避難、応急復旧のための資機材の整備及び災害発生後直ちに鉄道施設の被害状況及び安全点検を行うための、人員の確保等の応急点検体制の整備に努める。

### 第2 道路施設（本町、大阪府、近畿地方整備局大阪国道事務所、阪神高速道路株式会社）

道路管理者は、道路の障害物除去のための道路啓開用資機材を整備する。また、災害発生後、直ちに道路施設の被害状況の把握及び安全点検を行うための、人員の確保等の体制の整備に努める。

### 第3 港湾施設、漁港施設（大阪府）

港湾及び漁港管理者は、航路の障害物除去及び船舶交通の整理・誘導のための資機材を整備する。また、災害発生後、直ちに港湾施設及び漁港施設の被害状況の把握並びに安全点検を行うための人員の確保等の体制の整備に努める。